

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

(単位:千円)

都道府県名		北海道		電話番号		0136-56-8001		第一次配分額		81,413		第一次交付限度額		81,413										
地方公共団体名		倶知安町		メールアドレス		sousei@town.kutchan.lg.jp		第二次配分予定額		248,999		第二次交付限度額① (事業継続等への対応分)		92,255										
都道府県・市町村コード(5桁)		01400		交付対象経費		331,821		第三次配分予定額		-		第二次交付限度額② (「新しい生活様式」等への対応分)		156,744										
担当部局課名		総合政策課総合政策係		国庫補助事業費		-		配分予定額計		330,412		第三次交付限度額												
担当者氏名		萩原 麻紀		地方単独事業費		331,821		移替先		総務省		交付限度額計		330,412										
No.	補助・単独事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	基金	緊急経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A					参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分		
														総事業費	補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額					F その他	G 補助対象外経費
合計														331,821	-	-	331,821	-	-	-				
1	単	38	緊急マスク配布事業	①- ②- ③マスク:2,651,880円 (30,000枚×@66円(税込)+送料8,580円(税込)) (10,000枚×@66円(税込)+送料3,300円(税込)) 郵送料:347,800円(3,700通×@94円) ④70歳以上の高齢者3,000人、障がい者700人(10枚/人)	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	②いずれも該当しない	R2.4	R2.5	3,000			3,000	-	-					R2補正(地)
2	単	38	妊婦に対する感染症予防対策事業	①- ②- ③マスク:1,518,000円 (2箱(50枚入)×@3,300円(税込)×230人) 郵送料:81,000円(@810円×100通) 包装用品:11,000円(@110円(税込)×100枚) ④令和2年4月1日現在で妊娠中の者 約100人 令和2年4月1日以降母子手帳の交付を受けた者 約130人	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	②いずれも該当しない	R2.6	R3.3	1,610			1,610	-	-					R2補正(地)
3	単	48	倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成事業	①- ②- ③信用保証料 5,000,000円 (助成上限額25万円×20事業者) (※)政府系金融機関(日本政策金融公庫)以外から融資を受ける際に負担する信用保証料 ④町内の中小企業者等(個人事業主やフリーランス含む。)	-	○	-	-	-	II-2. 資金繰り対策	②いずれも該当しない	R2.4	R3.3	5,000			5,000	-	-	「資料1_経済対策.pdf」参照 https://www.town.kutchan.okkaido.jp/work-industry/jigyomukejyouhou/3396/#paragraph38384				R2補正(地)
4	単	47(一部)	くっちゃん支援金交付事業	①本町の地域経済をけん引している飲食店、宿泊施設は、特に客足が減って困難な状況にありながらも創意工夫をして頑張っている。また、バー・スナック等の休業要請や居酒屋の酒類提供の時間短縮、学校の休校により、酒類販売業、学校給食用食材納入事業者も大きな影響を受けており、感染収束後、再び元気で活気ある賑わいを取り戻すことができるよう支援金を交付する。 ②③支援金:33,700,000円(10万円×337事業者) 郵送料:100,000円(申請書等送付・返信用) (@100円×500通×2) 振込手数料:17,500円(@35円×500件) ④R2年4月27日現在町内に事業所を置く事業者で、次のいずれかに該当するもの(500事業者) i 倶知安保健所から飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業又はアイスクリーム類製造業の営業許可を受けている事業者 ii 倶知安保健所から旅館業法の営業許可を受けている事業者 iii 酒類販売業免許を受けている事業者(コンビニエンスストアを除く。) iv 町内の小中学校の学校給食用食材納入事業者	-	○	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R2.4	R2.8	33,818			33,818	-	-	https://www.town.kutchan.okkaido.jp/work-industry/jigyomukejyouhou/3396/#paragraph38412				R2補正(地)

